令和　　年　　月　　日

竹富町長　殿

住　　所

ふりがな

申 出 者

連 絡 先

農用地区域除外申出書（一部見直し）

下記の土地について、農用地区域から除外してくださるよう申出ます。

記

**１．土地の表示**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所在 | 地番 | 地目 | 地籍（㎡） | 利用者 |
| 竹富町字 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

**２．除外後の用途**（○で囲ってください）

1. 農家住宅
2. 農家分家住宅
3. 非農家住宅
4. 公用、公共用施設（　　　　　　　　　　　　　　　　　）
5. 農業振興地域の総合的な振興開発を推進する上で必要な施設（　　　　　　　　　　　　　　）

**３．添付書類**

1. 事業計画書（申出地の付近図・写真及び施設の位置図、配置図）
2. 申出地の全部事項証明書及び公図（写し可）（法務局）
3. 名寄台帳もしくは無資産証明書（写し可）（土地所有者及び利用者）
4. 住民票抄本（写し可）（土地所有者及び利用者）
5. 代替検討書・資金計画書・誓約書・公民館同意書（様式有）
6. その他必要となる書類（必要に応じて）

～裏面に注意事項記載～

●申出書類の提出は申出者本人がおこない、委任の場合は行政書士等、法令に基づく者に限ります。

**１.土地の表示**

全部事項証明書に記載のとおり記入願いします。

**２.除外後の用途について**

（1）農家住宅とは次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　現に耕作又は養畜の事業に従事している者であり、かつ農用地の利用する権利を有している者

　イ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に年間150日以上従事している者

　ウ　農地所有適格法人の構成員で、当該法人の業務に従事している者

（2）農家分家住宅とは2親等内の血族又は姻族をいう。

なお、分家用地は農家住宅の所在する市町村に限る。

（3）非農家住宅とは竹富町に概ね5年以上継続して居住していることをいう。

上記（1）～（3）の住宅とは専用住宅であり、所有者の居住以外の目的に供する建築物は含まない。

（4）（５）の場合、カッコ内に除外後の用途を記載ください。

**３.添付書類について**

（2）に記載の住所が（4）の住民票と異なる場合は、両者が同一人物であることを確認できる書類

（3）税務課より取得。最新のもので全資産が分かれば評価証明書等でも可

（4）相続登記未了の場合は相続関係図及び戸籍等の写し及び相続人全員の同意書を添付

（5）代替地検討書については農用地区域以外の土地に代替するべき土地が無いかを（3）にて確認

（6）その他必要となる書類について

除外後の土地利用により隣接土地の農業上の利用または農村集落等の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合における隣接地主の同意書や計画の担保となる融資証明書等を想定しており、申出内容に応じて求める。また申出者と利用者が所有者と異なる場合は同意書が必要。

**４.除外の要件について**

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号に掲げる全てを満たさなければならない

1号　農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替地がない

２号　農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる

3号　2号に掲げるほか、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない

4号　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがない

5号　土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない

6号　土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から8年が経過している

※上記の要件を満たしており、かつ農地法、建築基準法など他法令による許認可等の見通しのある計画を有していることが必要です。

**以下の例の場合は申請を受付けできない場合があります。**

例1　農地もしくは採草放牧地の場合で転用許可の見込みのない第1種農地等

例2　農用地区域に囲まれている土地

例3　過去に否認決定のあった申出地で否認事由の改善が無い状況で再度申請した

**問合せ・提出先**

竹富町農林水産課　土井

連絡先：0980-82-3116

メール：norinsuisan@town.taketomi.okinawa.jp